

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2020年3月30日
【会社名】	多治見クラシック株式会社
【英訳名】	TAJIMI CLASSIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若林伸和
【本店の所在の場所】	岐阜県多治見市小名田町1番地
【電話番号】	0572 - 25 - 1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役支配人 岩瀬真二
【最寄りの連絡場所】	岐阜県多治見市小名田町1番地
【電話番号】	0572 - 25 - 1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役支配人 岩瀬真二
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2019年6月3日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、臨時報告書を提出しておりますが、同報告書の記載事項のうち、当該事象の損益に与える影響が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 【報告内容】

(3) 当該事象の損益に与える影響額

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

(訂正前)

当該事象による損益に与える影響額は現在精査中ですが、2021年3月期の個別決算において当社ゴルフ場に関する営業上の売上及び営業費用は、リゾートトラストゴルフ事業株式会社に帰属するものとし、当社はリゾートトラストゴルフ事業株式会社からの運営委託による手数料収入が発生することになります。

一方で、リゾートトラストゴルフ事業株式会社が当社の年会費の集金及び管理業務を代行することにより、当社は年会費収入の90%相当額を手数料としてリゾートトラストゴルフ事業株式会社へ支払います。

(訂正後)

当該事象により、2021年3月期の個別決算において当社ゴルフ場に関する営業上の売上及び営業費用は、リゾートトラストゴルフ事業株式会社に帰属するものとし、当社はリゾートトラストゴルフ事業株式会社からの運営委託による手数料収入(62,000千円)が発生することになります。

一方で、リゾートトラストゴルフ事業株式会社が当社の年会費の集金及び管理業務を代行することにより、当社は年会費収入の90%相当額を手数料としてリゾートトラストゴルフ事業株式会社へ支払います。

なお、2019年3月期のゴルフ場に関する営業上の売上は489,195千円、ゴルフ場に関する営業費用は466,243千円、年会費収入は51,393千円、年会費の集金及び管理業務代行手数料相当額(年会費収入の90%相当額)は46,254千円となります。

以上